

## 【アメリカ】2009 年度防衛授權法成立

2009 年度の防衛授權法案(S.3001)は、2008 年 5 月 12 日に提出され、9 月 17 日に上院を通過した。9 月 24 日に下院を修正の上通過し、9 月 27 日に下院で修正された法案が再度上院を通過した。ブッシュ大統領が 10 月 14 日署名して、成立した(P.L.110-417)。法案の授權総額は、6111 億ドルに上る。主要な内容は、新会計年度の当初のイラクとアフガニスタンの戦費として 686 億ドルの授權、軍人給与の 3.9%の引き上げ、陸軍や海兵隊員の増員、海軍の新たな造船に 140 億ドルの授權、などである。軍人給与の引き上げは、ブッシュ大統領の要求を上回る上昇率となった。イラク政策については、イラクにおける恒久的な基地の建設に予算使用を禁止、防衛予算によるイラクのインフラ建設の禁止、アメリカによるイラク石油収入の管理の禁止、また、イラク政府にイラク治安部隊の費用負担を求めている。類似の下院法案も提出されていたが、最終的に上院法案が成立した。

(海外立法情報調査室・廣瀬 淳子)

## 【アメリカ】2008年障害を持つアメリカ人法(ADA)改正法成立

ADA(P.L.101-336)は、障害による差別的取扱いを禁止する目的で 1990 年に制定された。具体的には障害を持つ人が健常者と同様に働ける職場環境の整備や公共スペースのバリアフリー化等を目指していたものであった。しかし、1999 年に連邦最高裁は ADA が定義する「障害」について新しい解釈を行った。これは連邦議会が ADA において、障害を「主要な生活活動を大幅に制限する身体的又は精神的なもの」と定義したことが原因であった。つまり、連邦最高裁は医療的処置（投薬等）や機能障害を緩和する措置（義足等）で日常生活に支障がないとみなされる状態は、ADA にいう「障害」ではないと解釈したのである。そのため、差別的取扱いを受けたと主張する者が「障害」を有していないとして ADA 関係の訴訟で次々と敗訴し、ADA 制定当初の理念に反するとして問題視されていた。今回この文言を修正し、障害の有無を判定するに当たり、医療的処置や機能障害緩和措置につき考慮すること等を明確に禁じた改正法が 2008 年 9 月 25 日に成立した(P.L.110-325)。

(海外立法情報課・井樋 三枝子)

## 【イギリス】テロ容疑者勾留規定を巡る議論 3

2008 年 10 月 13 日上院の委員会審議において、テロ容疑者の訴追前の勾留期間を 28 日から 42 日に延長する政府の対テロリズム法案の規定が、309 対 118 の圧倒的大差で否決された。この規定に対しては、人権上の問題や導入の必要性等を疑問視する声も強く、下院の承認も 315 対 306 の僅差だった。政府は 28 日を超える勾留の権限は、それを発動する都度議会の承認を得なければならないとする条項を盛り込むことで、議会の反対を緩和しようと考えていた。しかし、上院憲法委員会が 8 月に発表した報告書の中で、議会に司法に関わる権限を委ねることが司法府の独立を損ない、また権限発動の判断が短期間で求められるため手続きの公平性が保証できないと反論する等、上院における反対の機運が強まっていた。今回の否決を受けて、政府は今会期における 42 日間の勾留規定を断念し、同勾留規定のみを定める法案を用意して、テロが発生した時に提出すると発表した。

(海外立法情報課・岡久 慶)

### 【イギリス】安楽死の免罪を求める裁判

2008年10月2日、原発性進行性多発性硬化症に苦しむ女性が自殺幇助罪の適用基準の明確化を求めて、公訴局長を訴えた。彼女は病状に耐えられなくなった時に、スイスの安楽死クリニックで死ぬことを望んでおり、その時点では1人で動けない自分のために、夫が航空機を手配し、車椅子を押す行為が、事後訴追対象とされるのか明確にすることを要求している。イギリスにおいて自殺幇助は重罪で、最高で14年の拘禁刑が科される。問題の安楽死クリニックは、過去10年に92人のイギリス人の安楽死を行っているが、利用者の親類縁者が警察の取調べを受けたことはあっても、訴追されたことはない。ベルギー、オランダ等の欧州諸国で安楽死は合法であるが、イギリスにおける法制化の試みは、幾度も頓挫してきた。宗教的理由、手間のかかる患者に自殺するよう圧力がかかる等の議論が、その背後にある。10月29日、裁判所は必要な権限は議会にあるとして訴えを退けた。

(海外立法情報課・岡久 慶)

### 【フランス】教員のストライキ時の児童保護に関する法律の制定

学校時間内の幼稚園及び小学校での児童保護を規定する2008年8月20日の法律第2008-790号が制定された。フランスでは、教職員を含む公務員に対し、ストライキ権が認められており、公共交通機関や役所のみならず、義務教育を行う初等・中等学校においても、頻りにストライキが行われる。しかし、特に、幼稚園及び小学校教師がストライキを実施する場合、児童の十分な保護が為されていないケースが生じている。このことを防ぐために、同法は以下の2点を定めた。第1に、学校時間内に、幼稚園及び小学校教師がストライキを行う場合には、その学校が所在する市町村等の学校担当職員が、当該学校で児童保護を行わなければならない。第2に、幼稚園及び小学校教師がストライキを予定する場合には、遅くとも48時間前までに、行政機関にストライキの実行を申し出なければならない。

(海外立法情報課・鈴木 尊紘)

### 【フランス】労働組合及び労働時間関連法制

社会民主主義の刷新及び労働時間の改革に関する2008年8月20日の法律第2008-789号が制定された。同法の柱は、以下の2点である。第1の柱は、労働組合の代表性にかかわるものである。労働組合が企業レベルで代表性を獲得する(労働者を代表する組合として使用者に対し要求等を行うことができること)ためには被用者の10%の加入が必要であり、同様に、職業レベルで代表性を獲得するためには8%の加入が必要であることが定められた。また、労使で結ばれる協定が有効であるためには、代表性を有する労働組合構成員の30%がそれを支持し、かつ、50%を超える構成員によって異議が表明されないことが条件とされることを規定した。第2の柱は、法定労働時間にかかわるものである。フランスの法定労働時間は週35時間である。しかし、労働時間の延長及び被用者の休息时间等については、労使の協議で柔軟に定めることができることが規定された。この労働協約の制定には、代表性を有する労働組合構成員の30%の支持が必要となる。(海外立法情報課・鈴木 尊紘)

## 【ドイツ】 連邦議会、アフガニスタンの連邦軍の増員と駐留延長を承認

2008年10月16日、ドイツ連邦議会は、国際治安支援部隊（International Security Assistance Force 略称 ISAF）の枠組において、NATOの指揮下でアフガニスタンに駐留するドイツ連邦軍の増員（3,500人から4,500人へ）と駐留期間の延長（2009年12月13日までの14か月間）を求める連邦政府の提案を賛成442、反対96、保留32で承認した。ドイツは、2002年からアフガニスタンに連邦軍を派遣しているが、連邦政府は、アフガニスタンの復興と治安維持についての同国政府の能力の向上が見られる一方で、治安状況は依然として深刻で国際的な援助を必要としているとして、2008年9月22日の国連安保理決議1833号等に基づくISAFの活動の一環としての駐留継続の承認を求めた。連邦政府の提案に対しては、野党の左翼党が軍の派遣は復興援助にならないとの理由から反対したほか、同じく野党の自由民主党及び緑の党の一部議員、さらに連立与党の25人の議員が反対に回った。

（海外立法情報課・山口 和人）

## 【ドイツ】 家事事件及び非訟事件の手續の改革法成立

2008年9月19日に成立した標記法律によって、家事事件手續と非訟事件手續が、全491条に及ぶ「家事事件及び非訟事件手續法」によって規定されることになった。従来異なる手續規定が混在していた家事事件に関する規定が整理されるとともに、1898年以来の非訟事件手續法で規定されてきた非訟事件に関する手續にも大きな改正が加えられた。前者については、家事事件に関する事物管轄が家庭裁判所に一元化されたほか、家事事件の中で親子関係事件を優先的に迅速に処理すること、非訟事件に関しては、非訟事件手續の参加人及びその権利に関する規定並びに合意に基づく紛争解決を促進するための規定が置かれたほか、裁判所の審判に対する不服申立ての要件にも変更が加えられた。多数の関連法律の改正の中では、民法典に新たに、家庭裁判所が子の親との面接交流を円滑に行わせることを役割とする面接交流保護者を置くことができること等が規定された。

（海外立法情報課・山口 和人）

## 【ドイツ】 有限会社法の現代化及び濫用防止に関する法律成立

有限会社の現代化と規制緩和により、その国際競争力の強化を図り、併せて濫用事例を防止することを目的とした標記法律が、連邦議会（2008年6月26日）及び連邦参議院（同9月19日）の議決を経て成立した。現行有限会社法は、1980年の改正以来大きな変更が加えられていないが、このたびの改正で、実務上及び学説上、問題が指摘されていた多くの箇所が改正の対象となった。この改正により、設立時の最低資本金の要件を免除される等設立が容易な「有限責任事業主会社 *Unternehmergesellschaft (haftungsbeschränkt)*」が新たな形態として定められたほか、一般の有限会社についても設立費用が安価ですむ方式が用意されるなど設立がより容易になった。また、会社債権者保護のため、会社が危機に陥った場合に法定の清算手續や債権者の追及を免れる行為を防止するための諸規定が置かれる等の改正が行われた。

（海外立法情報課・山口 和人）

## 【イタリア】暫定措置令の濫発に対する警告

イタリア共和国憲法第 77 条は、緊急の必要がある例外的な場合にのみ、政府がその責任において、暫定措置令等の形式による、法律の効力を有する暫定措置をとることを認めている。しかし、近年、暫定措置令の発動は、増える傾向にあり、本年（2008 年）5 月に発足した新政権においても、当初からこの傾向は顕著である。10 月初め、ベルルスコーニ首相は、今後も暫定措置令による緊急立法に訴えて行く旨の発言を行った。「通常法律は、成立までに時間がかかり過ぎる。われわれ政府が統治を行うには、暫定措置令によるしかない」と公言したのである。こうした首相の姿勢を、フィーニ下院議長は、議会を軽視するものとして批判した。さらに、ナポリターノ大統領が大統領府に首相を呼び、「イタリアは、他の議会制民主主義国と同様、上下両院がそれぞれの規則に規定された方式と時間に従って審議し承認する法律によって、統治を行う国である」と、直接説諭するに至った。

（海外立法情報調査室・萩原 愛一）

## 【イタリア】「免責法」廃止の国民投票実施を求める動き

2008 年 7 月 23 日の法律第 124 号「国家の要職にある者の刑事訴追の停止に関する規定」（本誌 236-2 号（2008.8）p.26 参照）の廃止を求める動きが起こっている。大統領、首相、上下両院議長の 4 人に対しては、その在任中は刑事訴追できない、とするこの法律は、汚職等で刑事事件の対象となっているベルルスコーニ首相の救済法であるとして批判を浴びながらも、短期間の審議で可決されたものである。これに対して、野党の「価値あるイタリア」を率いる元検察官のアントニオ・ディ・ピエトロ等が中心となって、3,500 の市町村で、廃止のための国民投票の実施を求める署名運動を始めた。今年中に集めた署名により国民投票実施を迫る。因みにこの法律は、本年 5 月の新政権の誕生とともに始まった現在の立法期でこれまでに成立した 18 の法律のうち、暫定措置令から転換された法律や条約批准の法律以外で可決された唯一の政府提出の法律である。

（海外立法情報調査室・萩原 愛一）

## 【イタリア】金融危機対策としての 2 つの暫定措置令

2008 年 10 月 8 日に開かれた緊急の閣議で、全世界に拡大しつつある金融危機に対処するための緊急措置がとりまとめられ、翌日 9 日に、暫定措置令として公布・施行された（2008 年 10 月 9 日の暫定措置令第 155 号「国際金融市場危機の現況において、信用システムの安定並びに企業及び消費者に対する信用供与の継続性を保障するための緊急措置」）。これにより、政府が公的資金で銀行の優先株を買い取って資本を増強することとともに、預金保護の方針が明確に打ち出された。さらに、10 月 12 日にパリで開かれたユーロ圏首脳会議で合意した「共同行動計画」に沿って、銀行に対する政府保証の実施を行うための暫定措置令が公布された（2008 年 10 月 13 日の暫定措置令第 157 号「信用システムの安定を保障するための追加的緊急措置」）。どちらの暫定措置令にも、個々の措置に係る具体的な額や数値は明記されていない。

（海外立法情報調査室・萩原 愛一）

## 【ロシア】2009年度以降の連邦予算

2008年9月19日、下院の第一読会で連邦法「2009年度並びに計画期間2010年度及び2011年度における連邦予算について」が可決された。同法律では、2009年度は収入10.927兆ルーブルと支出9.025兆ルーブルを予定し、1.902兆ルーブルの黒字予算が組まれ、2010年度と2011年度についても、それぞれ1.413兆ルーブル、1.521兆ルーブルの黒字予算が見込まれている。いずれの年度においても、石油資源からの収入が予算総額のおよそ半分を占めている。下院経済政策及び企業活動委員会委員長のエブゲニィ・ヒョードロフは、2009年度の支出に関して、2008年度比で国家経済費を34.8%、国防費を25.7%、国家安全保障及び人権保護活動費を31.3%、住居公共事業費を68.2%、公衆衛生費を59.1%増やすこと、2009年から2011年の間（ロシアでは会計年度は暦年と一致）に、賃金支給額の引き上げ、軍関係者に対する増俸などの一連の措置を引き続き実施することを述べた。

（海外立法情報課・津田 憂子）

## 【ロシア】南オセチア自治州とアブハジア自治共和国の独立を承認

南オセチア自治州をめぐるロシアとグルジアの軍事衝突勃発後、ロシアでは大統領令第1194号「南オセチアの人道的被害に対するロシア連邦における喪の宣言について」が公布され、2008年8月13日が南オセチアにおける軍事衝突で犠牲となった住民及びロシア兵の喪の日と定められた。さらに、南オセチア自治州とアブハジア自治共和国がグルジアからの独立を一方的に宣言したことを受け、下院秋会期初日の8月25日には、これら両地域の独立承認の不可欠性を大統領に訴える法案が全議員450中賛成447の圧倒的多数で可決された。翌26日、メドベージェフ大統領は声明を出し、グルジア軍の南オセチアにおける虐殺、軍事衝突に対する国際機関の対応、及び南オセチアとアブハジアの独立の意思表明を考慮した結果、両地域の独立を承認する大統領令に署名したことを明らかにすると同時に、諸外国に対しても両地域の独立を承認するよう呼びかけた。

（海外立法情報課・津田 憂子）

## 【ロシア】ソチ冬季五輪専門の副首相職の設置

2008年10月14日、メドベージェフ大統領はスポーツ発展に関する国家評議会会議において、2014年ソチ冬季五輪の準備及び監督を専門的に担当する副首相にコザク地域発展相を任命し、後任の地域発展相にはバサルギン・ウラル連邦管区大統領全権副代表を当てる旨を明らかにした。これにより、内閣を構成する首相の数は、第一副首相2名、副首相6名の計8名となる。この人事は同日朝に行われた大統領とプーチン首相との会談の中で決定された。プーチン首相はこの間、国際オリンピック委員会との協議の中で、政府内に（オリンピック開催に向けた）臨時職を設置すべきであるという自身の考えを固めていた。そのため同首相は、2014年冬季五輪の準備作業は予定表に従って行われており、準備作業の進展に伴い、これまで以上に行政資源を集中させる必要性を大統領に伝え、臨時副首相職の設置とコザク地域発展相の副首相職就任を提言したのである。

（海外立法情報課・津田 憂子）

## 【韓国】在外国民の参政権拡大の動き

2008年9月1日に開会した今国会の主要争点の1つに、公職選挙法改正が挙げられる。これは、憲法裁判所が、在外国民の選挙権行使を事実上制限している現行の公職選挙法に対し「憲法不合致決定」を下し、2008年末までに改正するよう求めているためである。これに関連して10月、政治関係法の改正に強い影響力をもつ中央選挙管理委員会（選管）が、国会に対して「政治関係法改正意見」を提出した。この中で選管は、公職選挙法改正による在外国民投票制度の導入、インターネットによる選挙運動の常時許容等メディア利用選挙運動の活性化等の方向性を打ち出している。改正意見は、現在選挙権を有する在外国民約240万名（総有権者の約6.3%）に対し、現地公館での投票や郵便投票を通じ投票の機会を保障するよう述べている。選管は同時に、在外国民に対しても国民投票の機会を付与するよう求める「国民投票法改正意見」も国会に提出している。

（海外立法情報課・白井 京）

## 【韓国】民法改正の動き

2008年10月7日、法務部（省に相当）は、2012年までの4年間にわたり民法（家族法を除く）を全面的に改正していく計画であると明らかにした。来年2009年に第一段階として民法総則及びこれに関連する債権関連の法制度を整備し、2010年には債権総論及びこれに関連する不法行為関連法制を、2011年には物権編を改正し、最終的に2012年に全体を補完する改正を行って全面改正作業を終える予定であるとしている。主なポイントとしては、高齢社会化に対応した成年後見人制度の拡充、成人年齢の満20歳から満19歳への引下げ等が挙げられる。そもそも民法改正については、第17代国会（任期2004～2008年）時にも政府による全面的な改正案が国会に提出されて話題となっていたが、政治的状況に左右されて審議されることなく任期満了をもって廃案となっていた。家族法については、ここ数年で3回にわたり戸主制廃止等を含む重要な改正がなされている。

（海外立法情報課・白井 京）

## 【中国】粉ミルク事件への対応①-検査免除措置の廃止

三鹿グループの乳幼児向け粉ミルクのメラミン混入事件は、中国の食品安全問題の深刻さを改めて認識させた。もともと中国では、1999年12月5日に発布された「製品品質業務の強化における若干の問題に関する国务院の決定」において、「人体の健康及び人身の安全」に関わる製品は、抽出検査の重点とされていた。その一方、品質が長期的に安定し、市場占有率も高く、資本金等の企業規模や、過去に安全に関わる事故が発生していない等の基準を満たしている企業の製品で、国又は省の品質監督部門の抽出検査を連続3回クリアしたものについては検査を免除することとし、「品質監督検査を免除される製品の管理弁法」（2001年11月21日施行、省令に相当）により免除の有効期間は3年間と規定されていた。今回の事件を受け、2008年9月18日、国务院は先の決定を、国家品質監督検査検疫総局も同じく弁法の廃止を決定した。

（海外立法情報調査室・富窪 高志）

## 【中国】粉ミルク事件への対応②-乳製品品質及び安全監督管理条例の施行

「乳製品の品質及び安全に対する監督管理を強化し、乳製品の品質及び安全を保障し、公衆の健康及び生命の安全を保障し、乳業の健全な発展を促進するため」（第1条）、標記条例（政令に相当）が2008年10月6日の国务院第28回常務会議で採択され、同10月9日に公布、施行された。条例は、第1章：総則、第2章：搾乳家畜飼養、第3章：生鮮乳の買付、第4章：乳製品の生産、第5章：乳製品の販売、第6章：監督及び検査、第7章：法的責任、及び附則の全64条からなる。家畜飼養から、牛乳の生産、買付、乳製品製造、販売の過程を通して、参入企業の資格・条件、記録作成とその維持（2年間）などが規定されたほか、監督及び検査の強化が謳われている。なお、国家標準化管理委員会はアメリカの食品医薬品局等の検知方法を参考に、2008年10月7日に国家標準「原料乳及び乳製品中のメラミン検出方法」を公布、施行した。

（海外立法情報調査室・富窪 高志）

## 【中国】湖南省で「行政手続法」が制定される

2007年初から起草準備が開始された「湖南省行政手続規定」が、意見募集を経て、2008年4月9日に開催された湖南省人民代表大会常務委員会会議で採択され、同10月1日から施行された。全10章、178条からなるこの規定は、中国で行政手続について全体的規範化を図った最初の地方法規として、大きな注目を集めている。行政機関が公衆の切実な利益に関すること、公衆が広く知っておくべきことを審議する行政会議等については、公民、法人及びその他の組織が傍聴できるよう公開することができるとし、公聴会については、形式に墮すことを防止するために、意見を取り入れなかった場合は行政側に説明義務を課している。政府の公文書については、政策上の齟齬や恣意的な運用を規制するため統一的な管理を行うとする。こうした、行政公開と公衆参加の規定が、実際の行政の場どう実現していくのか、同省の今後の動向が注目される。

（海外立法情報調査室・富窪 高志）

## 【フィリピン】再生可能エネルギー法の制定

2008年10月7日、フィリピン議会両院協議会で、上院法案（S.B.N.2046）と下院法案（H.B.4139）を統合した「再生可能エネルギー法案」が承認された。下院法案は5月に提出され、6月に第三読会を通過し上院に送付されていた。上院法案は2月に提出され、9月29日に第三読会を通過した。この「再生可能エネルギー法」は、①エネルギー危機や気候変動という世界的動向への対処、②輸入化石燃料への依存を減少させることによるエネルギー自給率の向上及び経済安全保障の確保を目的として、風力、太陽熱、水力、地熱、バイオマス（再生可能有機性資源）等の再生可能エネルギーの開発を支援するものである。国内における再生可能エネルギー開発への投資に対して、輸入関税の非課税特権や、7年間の所得税免除期間を保障した点が注目される。この法律は、バイオ燃料の混合を義務付けた「バイオ燃料法」（2006年11月制定）に続く再生可能エネルギー関連法である。

（海外立法情報課・遠藤 聡）

## 【シンガポール】「メンタルキャパシティ法」と「メンタルヘルス法」の制定

2008年9月15日、シンガポール議会で、「メンタルキャパシティ法案」及び「メンタルヘルス（介護及び治療）法案」が可決された。社会開発・青少年・スポーツ省が監督省庁となる前者は「1952年精神障害及び治療法（1985年改正）」の第1部（精神障害に関する規定）に、保健省が監督省庁となる後者は同法の第2部（精神病院への拘留に関する規定）及び第3部（一般規定）に、それぞれ代わるものである。「メンタルキャパシティ法」は、メンタルキャパシティを失った者の福利・ヘルスケア・財産等問題に関する代理意思決定者の任命について規定し、新しい公的後見人（Public Guardian）制度を設置することを目的とする。「メンタルヘルス法」は、精神医学施設における治療が必要とされ、かつ自身又は他の者の健康・安全に危害を与える可能性のある者に対して、治療を目的とする強制的拘留について規定する一方で、同法に違反する治療に対する罰則を強化した。

（海外立法情報課・遠藤 聡）

## 【タイ】2007年憲法の改正動向

政情不安が続くタイで、2008年10月20日、ソムチャイ首相の呼びかけで開催された上下両院代表者会議で、「2007年憲法」の第291条（憲法改正規定）の改正、憲法起草会議（CDA）の設置が合意された（上院議長、下院野党指導者は欠席）。「民主主義のための市民連合」（PAD）を中心とする反政府運動が続く中、9月2日には非常事態宣言が発令され（9月14日解除）、10月2日には治安当局との衝突で死者2名・負傷者約400名を出す事態が生じた。反政府運動の背景には、憲法第237条（政党解党規定）の改正論議を進める連立与党に対する批判がある。第291条の改正により、内閣、下院議員、両院議員、5万人以上の有権者に認めている憲法改正発議権をCDAにも認めることになる。CDAは、全国76県の代表者各1名、法学・政治学・公法の専門家各8名、職業集団別代表20名の計120名で構成され、240日以内に憲法改正草案を作成することが求められている。

（海外立法情報課・遠藤 聡）